

生活環境課からのお知らせ

合併処理浄化槽を
設置される皆さんへ

平成八年度合併処理浄化槽設置整備事業補助金申請者の追加募集を行います。(約七基)

対象者

平成九年三月二十日まで合併処理浄化槽の設置工事が確実に完了できる人

補助対象地域

下水道認可区域、農業集落排水事業区域(浜改田地区の一部、久礼田地区久礼田)以外の市内全域

提出書類

補助金交付申請書、浄化槽設置届出書または建築確認通知書の写しおよび浄化槽設置に関する概要書、所有権を証する書面、住宅および土地を借りている人は賃貸人の承諾書、設置場所の案内図、その他市長が必要と認める書類

受付日

十一月一日～十一月三十日

注意

補助金交付決定前に着工された人(屋外配管を含む)および営業用建物は対象外となります。
なお、応募多数の場合は抽選となります。

補助金額

人槽区分	補助限度額
5人槽	309,000円
6~7人槽	463,000円
8~10人槽	824,000円

※お問い合わせは、

生活環境課処理場整備係
(宮市役所内線343)まで

ごみの不法投棄について

市では一般家庭から出されるごみだけを取集しています。商店・事務所・工場などの事業所から出るごみや農家から出る農機具・廃ビニールなどはごみステーションに出さなくても収集はしていません。事業所から出たごみは、事業主の責任で処理するように法律で定められ、これらをごみ

ステーションに出せば不法投棄ということになります。

また、引っ越しや改築の際に出る多量のごみや粗大ごみ(電気器具を除く)も収集していません。タイヤ・バンテリ・ガスボンベなど処理が難しいごみについても収集していません。

これらのごみを処理する場合は、販売店などで引き取ってもらるか自ら処理するか、または市の許可を受けた業者と契約して有料で収集してもらうこととなります。

この他、一般家庭から出たごみであっても市の指定袋に入れていなかったり、指定袋に入れていても収集日以外に出した場合などは、やはり不法投棄になりますので注意してください。

ごみステーションに不法投棄されたごみがあると収集に支障をきたすだけでなく、近所の人々に非常に迷惑をかけることとなります。

くれぐれもこれらのごみをステーションに出さないようにお願いします。

事業所から出るごみの処理方法

可燃物…市指定の業務用

「小」の袋なら二個までごみステーションに出すことができます。「大」の袋はごみステーションに出すことができないので、市指定の収集業者と契約して収集してもらうこととなります。なお、香南清掃組合へ事業主が自分で持ち込んで処理する場合には指定袋でなくても構いません。この場合の処理料は十*円当たり七十円です。

◆不燃物…事業主が自分で処理できない場合には、市指定の収集業者と契約して収集してもらいます。ごみステーションに出すことはできません。

◆年末年始のごみ収集について
市では通常、祭日でもごみの収集を平常通り行っていきますが、年末年始については、十二月三十一日(火)から新年一月三日(金)まで、すべてのごみ収集を休みます。くれぐれもこの期間にごみを出さないようにお願いします。

ごみ収集について

新年一月一日から一月三日の収集地区は次のとおり繰り下げて収集します。

この時期は、ごみの量も多

可燃物収集日の変更

収集地区	大塚・篠原・明見・伊勢野・片山里改田・稲生・十市・緑ヶ丘
変更日	1月3日(金) → 1月4日(土)

金属以外の不燃物収集日の変更

収集地区	変更前	変更後
浜改田	1月1日(木) → 1月4日(土)	
久枝島	1月2日(木) → 1月6日(月)	
下前立	1月3日(金) → 1月7日(火)	

金属類を収集しない日

1月1日(木)	野田口・宿間・城陸・榎田町朝日町・西庄・新川・稲吉
1月2日(木)	田井・八木・山崎・竹中・関・西野々・住吉野・大塚野地・篠原・明見・伊勢野
1月3日(金)	笠ノ川・八幡・小蓮・定林寺滝本・蒲原・瀬頭野地と住宅

上記の収集日は休みとなるため、第3の名曜日の収集のみとなりますので、ご注意ください。

いとは思いますが収集に非常な時間がかかる地区も出てきますので、できるだけごみの量を減らすようにご協力をお願いします。

※お問い合わせは、

生活環境課環境公害係
(宮市役所内線341)まで